

業者指名停止通知について

与謝野町では、「2 与子こ委第1号 与謝野町立桑飼小学校解体撤去工事設計業務委託」において、粗雑な契約履行があったことを受け、「与謝野町工事等契約に係る指名停止等の措置要領」第2条第1項、別表第1の1(2)アに基づき、下記のとおり業務受注業者を指名停止にしましたのでお知らせします。

記

1 指名停止業者名及び住所

指名停止業者名	住所
株式会社東亜設計 代表取締役 青野 正治	京都府京丹後市峰山町長岡400番地の5

2 指名停止期間

令和3年4月1日から令和3年6月30日まで(3か月)

3 与謝野町工事等契約に係る指名停止等の措置要領の抜粋

・第2条第1項

町長は、有資格業者が別表第1、別表第2又は別表第3の各項目(以下「別表各項目」という。)に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各項目に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

・別表第1の1(2)ア

措置要件	期間
(過失による粗雑工事等) 1 工事等の実施に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき。 (1) 省略 (2) (1)に掲げる場合のほか、町が発注する工事等において粗雑な履行をしたと認められるとき。 ア 粗雑の程度が極めて重大のとき。 イ 粗雑の程度が重大のとき。	当該認定をした日から 3月 1月

【問い合わせ先】

総務課(担当:中村)

TEL: 0772-43-9010